○北海道開発局告示第四十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

平成二十八年二月二十九日

北海道開発局長　本田　幸一

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　四十号

(三) 占用を制限する区域　旭川市四条通六丁目三番一四一から稚内市中央二丁目一四四一番一まで

(四) 制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

(五) 占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

(六) 占用の制限の開始の期日　平成二十八年四月一日

(七) 図面縦覧場所　北海道開発局、同局旭川開発建設部、同局留萌開発建設部及び同局稚内開発建設部

○北海道開発局告示第四十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

平成二十八年二月二十九日

北海道開発局長　本田　幸一

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　四十四号

(三) 占用を制限する区域　釧路市大町一丁目九番一から根室市常盤町三丁目二八番二まで

(四) 制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

(五) 占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

(六) 占用の制限の開始の期日　平成二十八年四月一日

(七) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局釧路開発建設部

○北海道開発局告示第四十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

平成二十八年二月二十九日

北海道開発局長　本田　幸一

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二百二十七号

(三) 占用を制限する区域　函館市万代町一六六番から北海道檜山郡江差町字中歌町二二番まで

(四) 制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

(五) 占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

(六) 占用の制限の開始の期日　平成二十八年四月一日

(七) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局函館開発建設部

○北海道開発局告示第四十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

平成二十八年二月二十九日

北海道開発局長　本田　幸一

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二百二十八号

(三) 占用を制限する区域　函館市万代町一六六番から北海道檜山郡江差町字中歌町二一番まで

(四) 制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

(五) 占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

(六) 占用の制限の開始の期日　平成二十八年四月一日

(七) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局函館開発建設部

○北海道開発局告示第五十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

平成二十八年二月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

北海道開発局長　本田　幸一

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二百二十九号

(三) 占用を制限する区域　小樽市稲穂二丁目八八番から北海道檜山郡江差町字柳崎町一四二番まで

(四) 制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

(五) 占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

(六) 占用の制限の開始の期日　平成二十八年四月一日

(七) 図面縦覧場所　北海道開発局、同局函館開発建設部及び同局小樽開発建設部